

●第3章 対応期の取組

第1節 実施体制

1 職員の派遣・応援への対応

- (1) 新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、道に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行²²を要請します。
- (2) その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるとときは、他の市町村又は道に対して応援を依頼します²³。

2 必要な財政上の措置

国からの財政支援²⁴を有効に活用するとともに、必要に応じて財源を確保²⁵し、必要な対策を実施します。

3 緊急事態措置に関する総合調整

道が実施する当該市町村の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行います²⁶。

4 町対策本部の継続の検討

新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、町対策本部の設置継続の必要性について対策本部会議で検討し、継続の必要性を本部長が判断します²⁷。

第2節 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

1 町における情報提供・共有について

- (1) 準備期に整備した情報収集、情報提供体制について、本格的に体制を強化し、町民に対するきめ細かい必要な情報収集、情報提供を行います。
- (2) 町民に対し、感染症に関する正しい理解を図り、感染者へ対する誹謗、中傷がないよう、詳細でわかりやすい情報提供に努めます。

22 特措法第26条の2第1項

23 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

24 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

25 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

26 特措法第36条第1項

27 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条

2 道と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

初動期に引き続き、町民にとって最も身近な行政主体として、町民に対するきめ細かい情報提供を含む周知・広報や町民からの相談受付等を実施します。また、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察及び生活支援に関し、道からの要請を受けて、必要な協力を行います。

3 双方向からのコミュニケーションの実施

国からの要請に基づき、相談窓口による相談対応や感染者への誹謗、中傷に対する支援を継続します。

第3節 まん延防止

1 患者や濃厚接触者以外の町民や事業所に対する要請への協力

- (1) 道が地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請、またまん延防止等重点措置として、重点区域において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないこと等の要請について、事業者や町民への周知等、必要な協力を行います。
- (2) 道が道民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組の勧奨、必要に応じ、取り組みを徹底することへの要請について、事業者や町民への周知等、必要な協力を行います。

2 事業者や学校等に対する要請への協力

- (1) 道が必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更要請や緊急措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請について、事業者や町民への周知等、道に必要な協力を行います。
- (2) 道が必要に応じて、まん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請や対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講ずる要請について、事業者や町民への周知等、道に必要な協力を行います。

3 その他の事業者に対する要請への協力

- (1) 道が事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨、徹底することについての協力要請、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診勧奨、出勤が必要な者以外のテレワーク、子どもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力の要請について、事業者や町民への周知等、必要な協力を行います。
- (2) 道が実施する集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等の要請について、施設の管理者等への周知等の必要な協力を行います。

4 学級閉鎖・休校等の要請への協力

道が必要に応じて実施する学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有や、国と連携して、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行いうよう、学校の設置者等への要請について、小・中学校や町民への周知等、必要な協力を行います。なお、一斉臨時休業の要請については、子どもや保護者、社会経済活動への影響を踏まえ、慎重に検討を行います。

第4節 ワクチン

1 接種体制の推進

初動期に構築した接種体制に基づき接種を推進します。

2 住民接種の接種体制の推進

- (1) 国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市町村において整理・構築した接種体制に基づき、接種を進めます。
- (2) 接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討します。
- (3) 各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）の不足があったときには追加確保に努めます。
- (4) 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図ります。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供

をより慎重に行います。

- (5) 高齢者施設、社会福祉施設等に入所中の者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、引き続き月形町立病院と連携し、接種機会を確保します。

3 接種に関する情報提供・共有

- (1) 予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行います。
- (2) ホームページ、LINE アカウント、広報等を通じて接種会場や接種開始日等、接種情報を提供する他、スマートフォン等の活用が困難な町民に対し、紙の接種券を発行する等により接種機会を逸することのないよう対応します。
- (3) 被接種者が持つ疑問や不安に関する情報提供をします。

4 接種体制の拡充

感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討します。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、月形町立病院、地域の医療機関等の関係団体と連携し、接種体制を確保します。

5 接種記録の管理

国、道及び町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備した健康管理システムを活用し、接種記録の適切な管理を行います。

6 健康被害救済

予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行います。

7 情報提供・共有

- (1) 実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について町民への周知・共有を行います。
- (2) 次の点に留意して、町民への周知、広報を行います。
- ア 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えます。
 - イ ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えます。
 - ウ 接種の時期、方法等、町民一人一人がどのように対応するべきかについて、分

かりやすく伝えます。

エ 高齢者等に対し、送迎バスの運行等を分かりやすく伝えます。

第5節 保健

1 岩見沢保健所への協力実施

- (1) 岩見沢保健所が感染症有事体制を確立するにあたり、道からの要請を受けて必要な協力を行います。
- (2) 道からの要請を受けて、道が実施する健康観察に必要な協力を行います。
- (3) 道からの要請を受けて、道が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に必要な協力を行います。

2 感染症に関する町民への情報提供・情報共有の実施

道と連携し、感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、新型インフルエンザ等の対策等について、町民等の理解を深めるため、町民等に対し、分かりやすく情報提供・共有を行います。情報提供にあたっては、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知・広報等を行います。

第6節 物資

1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認、不足分の調達

- (1) 初動期に引き続き、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を使用し、不足分を調達していきます。
- (2) 月形町立病院と連携し、感染症対策物資等の調達を行います。

第7節 町民の生活及び地域経済の安定の確保

1 心身への影響に関する施策

国及び道と連携し、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講じます。

2 生活支援を要する者への支援

国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要な生活支援を行います。

3 教育及び学びの継続に関する支援

国及び道と連携し、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限²⁸やその他、長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、子どもの学びの保障や基本的な生活習慣の維持、子どもの居場所の確保や保護者等への丁寧な説明等の必要な支援を行います。

4 生活関連物資等の価格の安定等

- (1) 国及び道と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。
- (2) 国及び道と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、国の指示に基づき、適切な措置を講じます。

5 埋葬・火葬の特例等

- (1) 道を通じての国からの要請を受け、火葬炉を稼働させます。
 - ア 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとします。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとします。
 - イ 道の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行います。
- (2) 道を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。
 - ア 遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保します。
 - イ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、道から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努めます。
- (3) 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の

28 特措法第45条第2項

必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行います。

6 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

- (1) 道と連携し、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び町民生活への影響を緩和し、町民の生活及び地域経済の安定を図るため、国が講ずる支援策を踏まえ、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、地域の実情や公平性にも留意し、効果的に講じます²⁹。
- (2) 月新水道企業団と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態において、町村行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じます³⁰。

7 町民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

道と連携し、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた町民生活及び社会経済活動への影響に対し、国が講ずる支援策を踏まえ、生活基盤が脆弱な者が特に大きな影響を受けることや地域の実情等も留意しながら、適切な支援を検討します。

第8節 終息期における町対策本部の対応

1 町対策本部の廃止の検討

感染症の類型の移行や感染状況の沈静化、社会情勢の変化等、感染状態が終息期となり、対策本部による対応の必要性が低いと判断したときは、町対策本部を開催し、町対策本部会議の廃止について検討します。

29 特措法第63条の2第1項

30 特措法第52条